

陸上自衛隊仕様書		
物品番号	仕様書番号	
陸上自衛隊苗穂分屯地で使用する電気	A-1	
	防衛大臣承認	年 月 日
	作成	令和3年12月1日
	変更	年 月 日
	作成部隊等名	北海道補給処苗穂支処

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊苗穂分屯地で使用する電気について規定する。

1.2 使用場所

陸上自衛隊苗穂分屯地（北海道札幌市東区苗穂町7丁目1番1号）

1.3 業種及び用途

官公署（工場・倉庫・事務室等）

2 供給に関する要求

2.1 電気方式等

2.1.1 供給電気方式

供給電気方式は、交流3相3線式とする。

2.1.2 標準電圧

a) 供給電圧（標準電圧）

6,000V

b) 計量電圧（標準電圧）

6,000V

2.1.3 標準周波数

周波数は、50Hzとする。

2.1.4 供給方式

供給方式は、1回線受電とする。

2.1.5 蓄熱式負荷設備の有無

無し。

2.2 予定契約電力等

2.2.1 予定契約電力

予定契約電力は、常時電力とする。（月別予定契約電力は別紙第1のとおり。）ただし、各月の契約電力（常時電力）は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。（契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいう。）

2.2.2 予定使用電力量

予定使用電力量は、471,100kWhとする。（月別予定使用電力量は別紙第1のとおり。）

2.3 供給電気の種類

2.3.1 供給電気の規格

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再生可能エネルギー比率100%とする。

参照：別紙第2「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

2.3.2 特定電源割当証明書

供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、半期ごとに別紙第3の書面で提出するものとする。

2.4 予備線の有無

無し。

2.5 使用期間

自 令和4年4月1日0000 至 令和5年3月31日2400

2.6 電力量等の検針

2.6.1 自動検針装置

有り。

2.6.2 電力会社の検針方法

自動検針

2.6.3 計量器

電力会社の設置する電力需給用複合計器

2.7 需給地点

電力会社の施設した電柱41画43区81図13番11の42号柱より引き込みの、使用場所における構内の第1号柱に施設した、陸上自衛隊苗穂分屯地の区分開閉器電源側接続点とする。

2.8 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

2.9 保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

3 その他

3.1 力率

自動力率調整装置は設置していない。また、使用期間中は100%を保持する予定

3.2 設備

3.2.1 負荷設備

フリッカ発生機器等、電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。

3.2.2 発電設備

非常用自家発電設備40KVA1台を有している。

3.3 供給条件等

力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及びこの仕様書の規定にないその他の供給条件については、北海道管内の一般電気事業者が規定する特定規模需要の標準供給条件によるものとする。なお、入札価格の算定にあつては力率を100%とし、燃料調整費及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないものとする。

3.4 単位及び端数

3.4.1 契約電力及び最大需要電力

契約電力及び最大需要電力の単位は1 kWとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入するものとする。

3.4.2 使用電力量

使用電力量の単位は1 kWhとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入するものとする。検針終了後、電力使用量等を速やかに通知するものとする。

3.4.3 料金等

料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てるものとする。

3.5 使用電力量の通知時期及び様式

1か月分の電力使用量等を、翌月初旬に速やかに官側に通知するものとし、通知時期は需給開始前に官側と協議し決定するものとする。通知様式は別紙第4及び別紙第5を原則とするが、需給契約内容により使用日・時間帯で契約内容に相違がある場合は官側と協議し、各単価毎の内訳数量を明記可能な様式に変更するものとする。